

情報ステーション

阜月号

2015 MAY by T's office



平成 27 年度税制改正法案が 3 月 31 日国会で可決成立しました。

改正法のポイント解説第2回。 前回春期号では資産税関係について解説しました。

今回は 法人税関係 と 住宅土地関係 です。

1. 法人課税（中小法人対象）

① 中小法人の法人税率は次の通りとなります。

年 800 万円以下の所得部分の法人税率は 15%（改正なし）

年 800 万円超 の所得部分の法人税率は 25.5%→23.9%

※この法人税率改正は 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度分より適用

例 1000万円の所得の場合（岐阜市の資本金1000万円の法人の場合）

法人税	800万円×15%	= 1,200,000 円	} 1,678,000円
	200万円×23.9%	= 478,000 円	
法人県民税	1,678,000円×5%+22,000円	= 105,900 円	
法人事業税等		= 676,900 円	
法人市民税	1,678,000円×12.3%+50,000円	= 256,300 円	
		合計 2,717,100 円	
		所得に占める割合 27.17%	
		（改正前 27.49%）	



② 欠損金の繰越控除期間が現行 9 年→10 年（29 年分以降）

③ 所得拡大促進税制の要件緩和

・雇用者への給与等が増加した場合に増加額の 10%を
税額控除する制度（限度額あり）について要件が緩和されました。



・雇用者給与等支給増加割合要件、
改正前 27 年分 3%、28 年分 5%、29 年分 5%
改正後 27 年分～29 年分すべて 3%。



2. 住宅土地税制

① 住宅ローン減税等の適用期限延長

住宅ローンを組んで住宅等を新築した場合の所得税の特別控除の適用期限が
29 年 12 月 31 日 → 31 年 6 月 30 日まで延期されました。

② 周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にある空家等の所有者に対して市町村長が必要な措置をとることを勧告した場合には、その敷地は固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されることとなりました。

すなわち固定資産税が増加となります。

（3 倍～6 倍になる可能性あり）

27 年 5 月 26 日以降、順次、勧告開始。

